

令和7・8年度

弘前市指名競争入札参加資格審査申請の手引き

(測量・建設コンサルタント等・随時の審査用)

- 弘前市では、地元企業の育成と地域経済の活性化を図るため、発注については原則として、市内業者の方を優先しますので、あらかじめご了承ください。
- 弘前市では、測量・建設コンサルタント等の一般競争入札は、原則、電子入札で行っており、入札に参加を希望される方は、電子入札用の IC カードの用意や当市電子入札システムへの利用者登録が必要となります。なお、予定価格が50万円以下の小額業務に係る指名競争入札・見積合せ等については、これまでどおり電子入札の対象ではありません。

1 有資格者になるための主な条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年以内で市長が定める期間を経過しない者に該当しない者であること
- (3) 申請に際し、申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと
- (4) 申請日時点において2年間以上の営業実績があること（市内業者の場合は市内における実績、市内扱い業者（※）の場合は委任先の支店等の市内における実績）
- (5) 申請日時点において直前2年の各年度における市税に未納がないこと（市内業者及び市内扱い業者）
- (6) 申請日時点において法人税（申告所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないこと
- (7) 市内に本社・本店が存在する、又は支社・支店・営業所・出張所等が常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われていること（市内業者及び市内扱い業者）

※市内扱い業者： 常時営業拠点として機能し、日常的に業務が行われている支社・支店・営業所・出張所等が弘前市内にあり、これら名義で、見積書・入札書・請求書等の提出及び契約の締結が可能な業者のうち、市内扱い業者としての登録を希望する者

2 申請書の提出方法、受付期間

(1) 提出方法

- ① フラットファイル（A4S型・青色）の表紙と背表紙に、商号又は名称を記入してください。
- ② **6 提出書類**の順番に並べて、左とじに綴ってください。
(綴らない書類もありますので、【提出書類一覧表】で確認してください。)
- ③ 原則、郵送又は宅配便等（配達記録が手元に残る方法に限る）により提出してください。ただし、持参された場合でも受付しますが、後日書類確認のうえ、受付票を返送し

ますので返信用封筒は同封してください。

(2) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月10日（火）まで（必着）

※ 申請書類を持参する場合は、上記期間のうち土日、祝日等市役所閉庁日を除いた8時30分から17時まで（12時から12時45分を除く）に提出してください。

※ 原則として申請書受理後40日以内に審査します。ただし、申請書類に不備がある場合は、40日以降になる場合があります。

3 入札参加資格の有効期間

資格決定の通知があった日から令和9年3月31日まで

4 資格審査の結果の通知

資格審査の結果、有資格者と認定された者については、市ホームページで公表します。

5 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒036-8551

青森県弘前市大字上白銀町1-1

弘前市総務部契約課契約係

電話 0172-35-1137（ダイヤルイン）

6 提出書類

※ 様式は、市ホームページよりダウンロードしてください。

(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/sinsei/index.html>)

原則、窓口では配布いたしません。

※ 申請書類の基準日は、申請日現在とします。

※ 必要に応じて下記内容とは別に書類の提出を依頼することがあります。

【提出書類一覧表】

※◎は必須、○は測量法第55条の8の規定による書類又は現況報告書の副本の写しを提出する場合は省略可、△は任意の提出書類

提出書類		市内	市内扱い	市外
①	指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	◎	◎	◎
②	登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書の写し（法人の場合） 身分証明書の写し（個人の場合） 令和5年度営業証明書の写し（個人の場合）	◎	◎	◎
③	A 納税証明書の写し（国税）	◎	◎	△
	B 納税証明書の写し（市税）（令和5・6年度分）	◎	◎	
④	印鑑証明書の写し	◎	◎	
⑤	使用印鑑届	◎	◎	
⑥	登録証明書等の写し	◎	◎	◎
⑦	財務諸表類の写し（直前2年分）	○	○	○
⑧	測量等実績調書（直前2事業年度分）	○	○	○
⑨	技術者経歴書	○	○	○
⑩	職員調書	△	◎	△
⑪	業者カード	◎綴らない	◎綴らない	◎綴らない
⑫	指名競争入札参加資格審査申請書受付票	◎綴らない	◎綴らない	◎綴らない
⑬	受付票返信用封筒（切手貼付）	◎綴らない	◎綴らない	◎綴らない
⑭	入札（見積合せ）参加委任状	△綴らない	△綴らない	△
⑮	弘前市登録業者実態調査票	◎綴らない	◎綴らない	
⑯	資本関係・人的関係に関する調書（該当する者のみ）	◎綴らない	◎綴らない	
⑰	委任状（電子入札用）	△綴らない	△綴らない	△綴らない

※ 申請者が、測量業務を希望し、測量法の規定による登録業者であるときは、測量法第55条の8の規定による書類の写し（直前2年分。国土交通大臣に提出しその確認印があるもの。ただし、受付印がない場合には国土交通省に提出したものと同一のもの）、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の副本の写し（直前2年分。国土交通大臣に提出しその確認印を受けたものに限る）の提出があれば、当該業種に係る「提出書類⑧測量等実績調書」及び「提出書類⑨技術者経歴書」、「提出書類⑦財務諸表類の写し」の書類を省略することができます。

① 指名競争入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（市様式）

- ・ **7の1 申請書記載要領**に従って記載してください。
- ・ 市内扱い業者及び市外業者は、申請書の2～3ページについては国、県その他市区町村の様式又は同様の記載内容である独自様式での提出も可とします。（市内業者は市様式で提出してください。）

② 登記簿謄本等の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

ア 法人の場合

- ・ 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（各法務局で交付します）

イ 個人の場合

- ・ 身分証明書（弘前市に本籍があるかたは当市で交付します）
- ・ 令和5年度営業証明書（弘前市に本籍があるかたは当市で交付します）
ただし、令和5年度営業証明書が発行できない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書（控）の写しでも可とします。

③ 納税証明書の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

A 国税の未納のない証明（各税務署で交付します）

ア 法人の場合…法人税と消費税及び地方消費税（様式その3の3又はその3）

イ 個人の場合…申告所得税と消費税及び地方消費税（様式その3の2又はその3）

※納税証明書の交付請求をする際には、**事前に最寄りの税務署に必要書類（納税証明書交付請求書、委任状等）を確認する**ようにしてください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

なお代理人が請求する場合は委任状が必要です。

※e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用しているかたはオンラインで納税証明書の交付請求ができます。

B 市税の令和5・6年度分（当市で交付します）

- ・ 市外業者は提出不要です。

ア 法人の場合…法人市民税と固定資産税

イ 個人の場合…市県民税と固定資産税（いずれも非課税の場合は所得課税証明書）

※いずれかの税が非課税である場合、納税証明書の右上に「〇〇税は非課税」とあらかじめ記載してください。

※納税証明書…【年度】が令和5年度（令和6年度）と記載されているもの
所得課税証明書…表題が令和5年度（令和6年度）と記載されているもの

④ 印鑑証明書の写し（申請日前3か月以内に発行されたもの）

- ・ 市外業者は提出不要です。

ア 法人の場合…各法務局で交付します。

イ 個人の場合…弘前市において印鑑登録のあるかたは当市で交付します。

⑤ 使用印鑑届（市様式）

- ・ 市外業者は提出不要です。

⑥ 登録証明書等の写し

- 「提出書類⑩業者カード」の「(15) 登録等を受けている事業」に該当する場合、登録証明書の写しを添付してください。（申請日前3か月以内に発行されたもの）
※測量業者で、申請日時点において登録の有効期間内である場合は、登録通知書の写しでも可とします。
- 土木関係建設コンサルタント業務、地質調査、補償コンサルタント業務など証明書が交付できない場合は、登録通知書の写しを添付してください。

対応する登録事業名	添付書類	証明書等の発行窓口
測量業者	測量業者の登録証明書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局等
建築士事務所	建築士事務所登録証明書	登録を受けている都道府県の担当課又は都道府県指定事務所登録機関
不動産鑑定業者	不動産鑑定業者であることを証する書面	主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業者登録担当課
土地家屋調査士	土地家屋調査士であることを証する書面	申請者の所在地を管轄する土地家屋調査士会
司法書士	司法書士であることを証する書面	申請者の所在地を管轄する司法書士会
計量証明事業所	計量証明事業所登録証明書	登録を受けている都道府県
建設コンサルタント	建設コンサルタントの登録通知書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局等
地質調査業者	地質調査業者の登録通知書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局等
補償コンサルタント	補償コンサルタントの登録通知書	主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省地方整備局等

⑦ 財務諸表類の写し

- ア 法人の場合…直前2年間決算に関する貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人の場合…令和5・6年分の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書のいずれか

⑧ 測量等実績調書（市様式）

- 直前2事業年度分について提出してください。
- 市内扱い業者及び市外業者は、国、県その他市区町村の様式又は同様の記載内容である独自様式での提出も可とします。（市内業者は市様式で提出してください。）

⑨ 技術者経歴書（市様式）

- 希望する業種の技術職員について作成してください。なお、記載した技術者について、資格を証明する書類及び雇用を確認できる書類の写しの添付は不要です。

- ・ ただし、審査の必要上、任意に職員を抽出し、資格や雇用を確認できる書類の提出を求めることがあります。
 - ・ 市内扱い業者及び市外業者は、国、県その他市区町村の様式又は同様の記載内容である独自様式での提出も可とします。（市内業者は市様式で提出してください。）
- ⑩ **職員調書（市様式）…市内扱い業者のみ**
- ・ 弘前市にある支社・支店・営業所・出張所等にいる常勤職員について、希望する業種ごとに作成してください。なお、記載した職員について、資格を証明する書類及び雇用を確認できる書類の写しの添付は不要です。
 - ・ ただし、審査の必要上、任意に職員を抽出し、資格や雇用を確認できる書類の提出を求めることがあります。
- ⑪ **業者カード（市様式）**
- ・ **7の2 業者カード記載要領**に従って記載してください。
- ⑫ **指名競争入札参加資格審査申請書受付票（市様式）**
- ・ 提出する書類については、必ず申請者確認欄に☑を入れて提出してください。
※必要書類の提出漏れが散見されますので、送付前に必ずご確認ください。
※各者独自の受付票を添付された場合であっても、市様式の受付票のみの返送とさせていただきます。
- ⑬ **受付票返信用封筒（切手貼付）**
- ・ 建設工事、物品・役務と併せて申請する場合はそれぞれのファイルに返信用封筒を同封してください。
 - ・ 返信用封筒には、返信先の住所・商号（氏名）・担当者名を必ず記入してください。
- ⑭ **入札（見積合せ）参加委任状（市様式）…希望者のみ**
- ・ 市外業者は提出不要です。
 - ・ 資格の有効期間を通して入札・見積合せ等を代理人に委任する場合は提出してください。（入札・見積合せに参加するかたを事前に登録するもの）
 - ・ 複数業種に申請する（建設工事や物品・役務にも申請する）場合は、いずれかの申請に一部提出してください。ただし、業種により受任者が異なる場合は、業種ごとに提出してください。
 - ・ 同一人が複数業者の受任者となることはできません。
 - ・ 代理人の押印は不要です。
- ⑮ **弘前市登録業者実態調査票（市様式）**
- ・ 市外業者は提出不要です。
 - ・ 複数業種に申請する（建設工事や物品・役務にも申請する）場合は、いずれかの申請に一部提出してください。ただし、市内扱い業者で、業種により委任先が異なる場合は、業種ごとに提出してください。
- ⑯ **資本関係・人的関係に関する調書（市様式）…該当する者のみ**
- ・ 市外業者は提出不要です。
 - ・ 市内業者間、市内扱い業者間、市内業者と市内扱い業者間で、会社法第2条第3号の2及び第4号の2に規定する親会社等・子会社等に該当する、又は役員等が兼務している場

合に記載してください。

- ・ 押印不要です。

⑰ 委任状（電子入札用）（市様式）…希望者のみ

- ・ 資格の有効期間を通して電子入札による入札を代理人に委任し、当該代理人名義の IC カードを使用する場合は提出してください。（電子入札で使用する IC カードを代表者又は指名競争入札参加資格審査申請書の委任状による受任者以外の名義で購入した場合に、事前に登録するもの）
- ・ 代理人の押印は不要です。

※必要となる例

- ・ 支社、支店等で登録を申請しているが、電子入札の IC カードは本社の名義で作成している場合（支社、支店等の代表者→本社の代表者への委任状が必要）
- ・ 本社で登録を申請していて、IC カードの名義を本社代表者以外にしている場合（本社代表者→カード名義者への委任状が必要）

※委任先で登録申請している場合、代表者→委任先代表者への委任状は不要です。

7の1 申請書記載要領

□申請者

- ・ 申請書は、登記簿上の本社・本店で作成してください。個人の場合は本人の内容を記載してください。したがって、申請者は本社・本店の代表者となりますので、印鑑は実印を押印してください。
- ・ 「丁目」、「番地」は「-（ハイフン）」により省略してください。
- ・ 個人で役職がない場合は、代表者氏名のみ記入してください。
- ・ 代表者氏名については、姓と名前との間は1文字分あけて記載してください。

□担当者

- ・ 申請事務の担当者及び直通の連絡先を記載してください。

□委任状

- ・ 支社・支店・営業所・出張所等に委任する場合は、記載してください。
- ・ 「丁目」、「番地」は「-（ハイフン）」により省略してください。
- ・ 行政書士等による代理申請への委任には使用しないでください。

01 測量等実績高

※ 測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、測量・建築関係建設コンサルタント業務・土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償関係コンサルタント業務の5業種とします。

- (イ) 登録を希望する業種について、記載してください。実績がない業種を希望する場合には「0」を記載してください。
- (ロ) 「③ 直前1年度分決算」とは、審査基準日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「② 直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の決算を、「④ 直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算の合計を2で除して得た額（千円未満四捨五入）をそれぞれいいます。

なお、決算が1事業年度1回の場合には、「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の各欄のうち右側欄のみに記載してください。

- (ハ) 各々の金額については消費税を含まない額とします。

(例Ⅰ) 直前2か年間の年間平均実績高

「測量」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」の3業種を希望する場合

「測量」 5,264,800円

「土木関係建設コンサルタント業務」 23,100,000円

「地質調査業務」 実績なし

①競争参加資格 希望業種区分	④直前2か年間の 年間平均実績高 (千円)
測量	5,265
建築関係建設コンサルタント業務	
土木関係建設コンサルタント業務	23,100
地質調査業務	0

(二) 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定してください。

(例Ⅱ) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合

C		B		A		
12ヶ月		12ヶ月		9ヶ月		
決算日	決算日	決算日	決算日	決算日	審査基準日	

直前2年の各営業年度の合計月数・・・・・・・・・・(A+B=21ヶ月)

不足月数・・・・・・・・・・24-21=3ヶ月

$$\frac{A+B+(C \times 3 / 12)}{2} = \text{直前2か年間の年間平均実績高}$$

(例Ⅲ) 新規に営業を開始した事により合計月数が24ヶ月に満たない場合

計算式 各営業年度の実績高の合計額×1/2=直前2か年間の年間平均実績高

(例Ⅳ) 個人企業から会社組織に移行しかつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

移行前の企業、吸収合併前の企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります)も実績高に含めてください。

02 登録部門及び希望業務の確認

- ・ 登録を受けている部門の下「登録」欄に○印を、業務を希望する場合は下の「希望」欄に○印を記載してください。
- ・ なお、測量一般、地図の調整、航空測量、建築一般、不動産鑑定は法律上の登録がなければ希望できません。

03 有資格者数(人)

- ・ 該当する資格等に審査基準日の前日における該当者の人数を記載してください。
- ・ なお、1人で2以上の資格を有しているものがある場合は、重複して計上してください。ただし、1・2級、士・士補の資格を有している場合は上位のもののみ計上してください。

04 自己資本額

- (イ) 「①払込資本金」とは、法人にあつては払込済の額を、個人にあつては次期繰越資本金を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金との合計額をいい、「②準備金・積立金」とは法定準備金(資本準備金及び利益準備金)と任意積立金(退職手当積立金等)との合計額(ただし、組合にあつては組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の法定準備金及び任意積立金との合計額)をいいます。
- (ロ) 「直前決算時」及び「剰余(欠損)金処分」の各欄には審査基準日直前の決算により記載してください。

05 営業年数等

- ・ 競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上の時は最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（１年未満切捨て）を記載してください。
- ・ 組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、企業の合併がおこなわれたときは、合併前の各企業のうち古いものの創業時をとることができます。

06 常勤職員の数

- ・ 「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、審査基準日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら測量等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「⑤役員等」欄には、法人にあっては常勤役員の数を入数で記載してください。なお、各欄の数値は右詰めとします。

7の2 業者カード記載要領

※ 入力が必要なセルが空欄の場合セルが黄色になります。黄色のセルが無いよう作成してください。

(01) 地区区分

- ・ 次の要件に該当する方を○で囲んでください（営業実績は申請日時点とします）。

☐ 市内	弘前市内に本社・本店があり、弘前市内での営業実績が2年間以上
☐ 市内扱い	弘前市内に委任先の支店等があり、弘前市内での営業実績が2年間以上
☐ 市外	上記以外で、営業実績が2年間以上

(02) 申請区分

- ・ ☐ 新規を○で囲んでください。

(03) ～ (06) 申請者欄について

- ・ 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の申請者情報から転記し、フリガナ・郵便番号等を記載してください。

なお、「株式会社」等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないでください。

(07) ～ (10) 当市との契約を委任された支社・支店・営業所欄について

- ・ 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の委任状情報から転記し、郵便番号等を記載してください。ただし、本社・本店（単独店）の場合は不要です。

(11) 営業年数

- ・ 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の ☐ 05 の「④営業年数」を転記してください。

(12) 総職員数

- ・ 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の ☐ 06 の「④計」を転記してください。

(13) 資本金（法人のみ）

- ・ 「提出書類④登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書の写し」に記載されている資本金の額を転記してください。

(14) 自己資本額

- ・ 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の ☐ 04 の「④計の合計額」を転記してください。

(15) 登録等を受けている事業

- 次の区分に従い、各々該当する場合に□にチェックを記載してください。

測 量 業 者	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 5 条による登録を受けている場合
建 築 士 事 務 所	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 3 条による登録を受けている場合
建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合
地 質 調 査 業 者	地質調査業者登録規定（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合
補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規定（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合
不 動 産 鑑 定 業 者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 2 2 条による登録を受けている場合
土 地 家 屋 調 査 士	土地家屋調査士法（昭和 2 5 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載してください。）
司 法 書 士	司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合
計 量 証 明 事 業 者	計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合

(16) 建設・補償コンサルタントの登録部門

- 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の **02** の「登録」欄に○印を記載した登録部門について、該当する登録部門の番号を○印で囲んでください。

(17) 希望業種ごとの年間平均実績高（千円）・有資格者数（人）

希望する業種についてのみ、記載してください。

① 種類別年間平均実績高

- 「提出書類①指名競争入札参加資格審査申請書」の **01** の「④直前 2 か年間の年間平均実績高」を転記してください。

② 有資格者

- 別表を参考に有資格者の人数を記載してください。

8 弘前市の各種証明書の交付について

弘前市より交付する各証明書については、下記のホームページから各証明書の交付に係る必要書類をダウンロードのうえ、受付窓口にて交付を受けてください。

なお、ご不明な点等ありましたら、各担当部署にお問い合わせください。

(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/todoke/shoumei.html>)

9 申請書等の記入内容変更

申請書・添付書類等の記載内容について変更があったときは、市の様式「登録申請内容変更通知書」により、その都度必ず届出してください。また、「登録申請内容変更通知書」の届出のほか、当市電子入札システムの利用者登録についても変更登録が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、希望業種の追加についても「登録申請内容変更通知書」で受付します。

必要書類については、様式の裏面の記載をご確認ください。

※ 市の様式は、下記アドレスからダウンロードできます。

(http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/youshiki/sankashinsei_youshiki.html)

10 当市電子入札システムへの利用者登録

有資格者と認められ、当市が発注する予定価格50万円を超える測量・建設コンサルタント等の一般競争入札に参加を希望される場合は、当市電子入札システムの利用者登録を行ってください。

当市電子入札システムの利用に当たっての準備や利用者登録の方法等については、市ホームページに掲載の当市電子入札システムに関する「ご利用の流れ」及び「利用者登録手順」をご確認ください。

※ 「ご利用の流れ」及び「利用者登録手順」は、下記アドレスからダウンロードできます。

(<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keiyaku/2021-0205-1742-442.html>)

別 表

業種区分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計1級建築士証の交付を受けている者、設備設計1級建築士証の交付を受けている者、1級建築士の免許を受けている者（構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者を除く。）及び建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の建築設備士である者	建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体機器又は機構ダイナミクス・制御とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業農村工学とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）に合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目（電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあってはそれぞれいずれかの選択科目）とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者、アジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECITツ コア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したミナツグ委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）若しくは応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格、又は総合技術監理部門（選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者